## < 令和6年度 調布市景観計画の運用に関する意向調査(案) >

調布市では景観法に基づく届出や調布市景観条例に基づく 事前協議により、景観計画に定める景観形成方針及び景観 形成基準などを活用しながら、一定規模以上の建築物等や 地域の景観を踏まえた規制誘導を図ってきました。 そのような中、届出制度のより良い運用を進めていくため、 関係者の皆さんにアンケート調査を行うことといたしまし たので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。 本アンケート用紙での回答とあわせて Web アンケートで の回答も可能となります。右の QR コードからアンケート

QR コード

問 1. 調布市景観計画の届出制度はわかりやすいですか。

1. わかりやすい

に進みご回答ください。

- 3. どちらともいえない
- 5. わかりにくい
- 2. ある程度わかりやすい 4. 少しわかりにくい
- 問2、「問1」で「3、どちらともいえない」「4、少しわかりにくい」「5、わかりにくい」 と回答した方にお聞きします。その理由を下記にご記入ください。

問3. 調布市では良好な景観形成を図っていくため、景観計画の内容を補完する手引きやガ イドラインなどを作成しております。その存在及び内容についてご存じですか。

- 2. 知らない 1. 知っている
- 問4.「問3」で「1. 知っている」と回答した方にお聞きします。 手引きやガイドラインを計画・設計等で参考にしましたか。参考にした場合はその手引 き及びガイドラインの名称を下記の点線枠内から選び〇で囲んでください。(参考にし た手引き等すべてを〇で囲んでください。)

1. 参考にした (名称:

) 2. 参考にしていない

作成している手引きやガイドライン

• 届出の手引き

- 景観形成基準の解説
- 調布市景観形成ガイドライン

(色彩編, 屋外広告物編、身近な景観づくり編、 緑の景観づくり国分寺崖線編)

裏面へ

問5.	問5. 一定規模以上の建築物の新築等の行為を行う場合に、景観法に基づく届出を行っています。届出対象行為の種類ごとに調布市景観条例施行規則に規定しています。例えば、建築物の新築等については、事業主が建築確認申請や特定行政庁への許可、認定申請の30日前までに届出を行うことになります。また、開発事業事前協議書の提出が必要な場合、届出の30日前と開発事業事前協議書の提出日のいずれか早い日までに、大規模開発事業については、大規模土地利用構想の届出と同時期に、事前協議書の提出をうけることにより、景観法に基づく届出の手続きが円滑に進むことを促進しています。事前協議書の提出時期について下記の2点についてお聞きします。  ①開発事業に係る手続きを行う場合 (景観法に基づく届出の30日前と開発事業事前協議書の提出日いずれか早い日)			
1.	. 提出時期が早い 2.	提出時期は適切	3. 提出時期が遅い	
②大規模開発事業を行う場合(土地利用構想の届出日(行為の6ヶ月以上前))				
1.	. 提出時期が早い 2.	提出時期は適切	3. 提出時期が遅い	
問6. 問5で「提出時期が早い」または「提出時期が遅い」と回答した方にお聞きします。 適切だと思う時期とその理由についてお答えください。				
適切	だと思う時期(		)	
理由	:			
問6. 届出提出の際に、工夫しているところがあればお教えください。				
問7.	調布市の景観計画の運用制度 たらお聞かせください。	について,何かお気つ	がきの点や, ご提案などがありまし	
1				

※ご協力ありがとうございました。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

調布市 都市整備部 まちづくり推進課 開発景観係 〒182-8511 調布市小島町2-35-1 電 話:042-481-7442(直通) FAX:042-481-6800:メール:tikubetu@city.chofu.lg.jp